

第2章 給水工事の申込み

第2章 給水工事の申込み

(申込書及び関係書類の提出)

第11条 給水工事の申込みは、申込者から委任を受けた指定工事業者が行う。

2 指定工事業者は、次の各号に掲げる書類を作成し提出する。

- (1) 給水装置工事申込書(様式第1号)(以下「申込書」という。)
- (2) 建築確認済証又はこれに代わるもの
- (3) 平面図
- (4) その他必要書類

[解説]

- 1 給水工事の申込みは、申込者が指定工事業者に工事を委任し、委任を受けた指定工事業者が当該工事の施工に必要な調書を作成し、企業長に提出することにより行う。
(条例第6条)
- 2 指定工事業者は、申込者から委任を受けたときは、任意の方法で顧客情報の適切な管理を行わなければならない。
- 3 指定工事業者は、申込者に完了までの工程及び必要事項を説明しその工程管理を行うとともに、申込者の質問等に責任をもって回答しなければならない。
- 4 指定工事業者は、申込みに必要な下記の書類を整えて企業団に提出する。
 - (1) 給水装置工事申込書(集合住宅・一括先行の場合は、集合住宅・先行等一括申込一覧表を添付すること。)(様式第1号)(様式第1号別表)
 - (2) 建築確認済証又は給水使用目的届(様式第2号)若しくはこれに代わる書類(既設建物の場合は、住宅用家屋証明書)
 - (3) 給水工事管理図(様式第18号)
 - (4) 屋内配管図面(平面図)等
 - (5) 土地使用承諾書(借地、土地区画整理等)(様式第3号)
 - (6) 一個給水誓約書(様式第5号)
 - (7) 給水装置の管理人設置届(様式第6号)
 - (8) 既設給水装置使用申請書(井水切替の場合)(様式第7号)
 - (9) 井水設備併用承認申請書(様式第8号)
 - (10) 受水槽誓約書(様式第9号)
 - (11) 各個メータ設置申請及び設置条件承諾書(様式第10号)(様式第10-2号)
 - (12) 先行工事念書(先行工事申込みの場合)(様式第11号)(様式第12号)
 - (13) 開発行為許可の写し

5 申込時の注意事項

- (1) 申込書は、申込者又は申込者から委任を受けた指定工事業者が作成することができる。記載方法については、申込書記載事項の注意点をよく読んだうえで作成すること。
- (2) 工事種別が改造又は移設の場合は、次の確認を行うこと。
改造—メータ番号及び所有者氏名
移設—メータ番号、所有者氏名及び既設給水管撤去の有無
- (3) メータ口径は申込者と協議し、本基準に基づく適切な口径とすること。なお、企業団が必要と判断したときは水量計算書を作成し、申込書に添付すること。
- (4) 完了に要する期間を説明し、建物引渡し日をあらかじめ把握しておくこと。
- (5) 引込管がない場合、新規引込み位置を別で添付する給水工事図面で明記すること。
- (6) メータ設置場所について、本基準第 28 条に合致する位置となるようよく検討し、申込者に説明すること。
- (7) 使用材料について申込者に説明すること。
- (8) 現場を確認し、提出する書類や図面に相違がないことを確認すること。
- (9) 集合住宅（アパート・マンション等）の場合は、次の確認を行うこと。
 - ① 建物名称・部屋番号の記入
 - ② 申込者にメータ 1 個による全体給水（以下「一個給水」という。）及び各戸検針について説明し、検針方法について協議すること。なお、一個給水は企業団が使用量の増に伴い単価が高くなる逦増制の料金体系を採用していることから、水道料金が高額となりやすく、トラブルが懸念される。指定工事業者は、水道料金について申込者に説明し、慎重に検討を行うこと。
 - ③ 共用栓の有無の確認
- (10) 仮設又は仮給水の場合は、臨時用料金について申込者に説明すること。
- (11) 料金支払者が申込者と異なる場合は窓口で申し出ること。
- (12) その他不明な点は企業団に問い合わせること。

1. 給水承認工事提出書類（共通）

必要書類	工事種類(抜粋)	新設	改造	移設	移設改造	仮設	先行	一括先行

◆《申込時に提出分》

給水装置工事申込書	1号	○	○	○	○	○	○	○	
集合住宅、先行等一括申込一覧表	別表	—	—	—	—	—	—	○	
㊦ 公道部分工事申込書	31号	メータ以後の施工業者と異なる場合				—	—	—	
建築確認済証	—	○	○	○	○	○	—	—	
又は 住宅用家屋証明書	—								
又は 給水使用目的届	2号		既設家屋で水道使用中の場合は不要	既設家屋で水道使用中の場合は不要	既設家屋で水道使用中の場合は不要				
給水工事管理図【設計図】	18号	①	①	①	①	①	①	①	
既設給水装置使用申請書	7号	井戸ポンプ利用の給水管等をそのまま使用する場合					—	—	
井水設備併用承認申請書	8号	新たな給水装置と井水設備とは接続・共有してはならないため、井水設備を残す場合は必要					—	—	
受水槽図面	—	受水槽を設置する場合は必要（*受水槽設置の要・不要は「給水装置工事設計・施行基準」を参照のこと）					—	—	
日最大・時間最大の使用水量及び算定根拠	—	メータ口径、給水管口径を決めるために必要 なお、専用住宅は不要					—	—	
開発行為許可の写	—	開発行為により配水管又は給水管布設申込を行う場合							
配水管布設工事申込書	13号	『設計審査工事』において配水管を布設する場合							
随意契約施工承諾書	1号裏面	『特別給水承認工事』として、企業団に設計依頼をする場合							
水道メータ保管念書	1号裏面	○	○	○	○	○	—	—	
維持管理念書	1号裏面	○	○	○	○	○	—	—	
水栓数誓約書(戸建住宅のみ)	1号裏面	基準の水栓数を超える場合				—	—	—	
土地使用承諾書	3号	給水装置を他人の土地に設置する場合または、市町道認定前の区画整理内道路を掘削する場合							
土地使用承諾書(私道への配水管布設)		私道への水道管布設取扱要綱に該当する場合（要綱 様式第7号）							
先行工事念書	11,12号	—	—	—	—	—	○	○	
受水槽誓約書	9号	住宅以外で受水槽を設置しない場合					—	—	
浄水器、活水器設置誓約書	40-1・2号	給水用具としての浄水器、活水器を設置する場合					—	—	
給水装置工事概算設計願い書(先行取出し有り)	42号	先行取出しが有り、現地見積作業を省略し工事の概算設計を依頼する場合					—	—	
集合住宅の場合	集合住宅、先行等一括申込一覧表	1号別表	各個検針の場合				—	—	—
	各個メータ設置申請及び設置条件承諾書	10号 10-2号	受水槽給水または遠隔メータの場合				—	—	—
	管理人設置(変更)届	6号	一個給水は不要					—	—
	一個給水誓約書	5号	一個給水の場合					—	—
	工事仕様書	—	○	○	○	○	—	—	
	パイプシャフト内部の配管図	—	パイプシャフト内にメータを設置する場合				—	—	
	遠隔系統図	—	遠隔メータの場合				—	—	
	各個検針維持管理念書(集合住宅等用)	37号	一個給水は不要					—	—
	製作図承認申出書	44号	受水槽給水の場合					—	—
	各個検針・各個徴収に関する特別契約書(2部)	30号 30-2号	受水槽給水または遠隔メータの場合					—	—

必要書類		工事種類(抜粋)	新設	改造	移設	移設改造	仮設	先行	一括先行
中高層建物の場合	中高層建物直結給水回答書の写し	中高層3号	中高層建物に該当する場合				—	—	—
	既設管再使用に関する覚書	中高層4号	貯水槽給水から直結増圧給水又は中高層建物直結給水へ改造の場合、協議時に添付されていることを確認すること。				—	—	—
	定期点検業者選任(変更)届	中高層6号	直結増圧給水の場合				—	—	—

①=『給水工事管理図』の全体平面図・断面図、公道詳細図は企業団現地調査後に記入して提出

◆《工事着手前に提出分》

道路占用取得依頼書・保安設備図・道路使用許可申請書 *着手の2週間~1ヵ月前(道路管理者により異なる)	17号	公道掘削工事(国・県道、市町道、公物等)がある場合
公道工事施工 FAX 連絡表(FAX で送信)	33号	公道、区画整理内の掘削工事がある場合

◆《完了届時に提出分》

給水工事完了届	16号	器具取付け、舗装復旧等全ての工事が完了している場合						
〃 仮完了届	16号	—	工事に、先に水を使用する場合			—	—	—
〃 仮給水届	16号	工事に先に水を使用する場合	—	—	—	—	—	—
仮給水願い(仮給水届とセットで提出)	25号	○	—	—	—	—	—	—
給水工事本完了届	26号	仮完了、仮給水から本完了にする場合				—	—	—
舗装復旧依頼報告書 ●完了後写真提出	43号	舗装復旧を舗装業者へ依頼する場合						
工事写真 ●工事写真撮影・提出要項参照のこと	—	○	○	○	○	○	○	○
給水工事管理図(完了図の写し)	18号	仮完了届、仮給水届提出時				—	—	—
給水工事管理図【完了図】、屋内平面図	18号	○	○	○	○	○	○	○
給水装置工事検査表	20号	○	○	○	○	○	○	○
屋内検査報告書	21号	○	○	○	○	—	—	—
各階各戸(パイプシャフト室内)出来形管理報告書(集合住宅のPS内)	38号	パイプシャフト内にメータを設置する場合				—	—	—
集合住宅通水検査表	23号	集合住宅の場合				—	—	—
検査手直し報告書	28号	指示票が出た場合						
再検査願い書	32号	再検査の場合						
事前メータ出庫願い書	34号	井水切換の場合	メータ口径変更の場合	—	メータ口径変更の場合	—	—	—
大口径メータ出庫願い書	19号	メータΦ50mm以上の場合				—	—	—

☆様式第22号で確認すること。

特別給水承認工事・設計審査工事の提出書類

書類名	特別承認	設計審査	備考
設計審査工事申込書	—	○	設計図面添付
施工計画に関する工事チェックリスト3	○	○	現場組織、下請負者、主要資材、残土廃材処理計画について記入後、着手前に提出
現場代理人・主任技術者通知書 【様式第 11-1（第 19 条関係）】	—	—	【様式第 11-1、13】に代えて、技術者及び配管工の経歴書、資格書写し等を年度当初又は当年度初めての工事の際に提出
配管工通知書【様式 13 号（第 19 条関係）】	—	—	
製作図（使用材料）承認申出書 【様式第 19（第 20 条関係）】	△	△	特殊な材料または特注品を使用する場合に提出
完了届【様式第 31-1（第 41 条関係）】	○	○	
完了図面	○	○	
工事日報《様式 1 号甲，乙》	○	○	工事施工日のみ作成
出来形管理表《様式 10 号》	○	○	
・延長実測図	○	○	布設延長，実測延長が判別できる模式図
・舗装復旧図（展開図または求積図）	△	△	・舗装タイプ別面積計算書 ・舗装切断延長及び区画線数量計算書
・水道配水用ポリエチレン管 EF 接合管理表 （水道配水用ポリエチレン管施工要領参照）	○	○	配管模式図または HPP 融着データ一覧表に、接合箇所番号と累計融着番号が記載してある場合は、提出不要
・配管模式図	○	○	継手番号がわかるものを提出
・HPP 融着データ一覧表	○	○	
建設廃材等管理表《様式 11 号》	○	○	
・マニフェスト管理台帳	○	○	産業廃棄物管理票を同時提出
・建設廃材土の搬出数量集計表	○	○	建設廃材土搬出伝票または残土受入証明書 を同時提出
納品数量集計表《様式 12 号》 山砂、碎石、合材、乳剤、Co 等の数量集計表を添付。	△	△	各納入伝票を同時提出
工事写真帳《様式 3 号》	○	○	①着手・完了②舗装切断工③配管工（切管の寸法写真含む）④融着⑤給水取出⑥土工⑦水圧試験⑧材料検査⑨撤去工⑩保安設備⑪廃材処理⑫その他必要なもの

○：提出 △：必要に応じて提出

様式は、【工事事務取扱要領】及び《工事監督要領》による。

ここに記載のない書類については、給水承認工事に準ずる。

様式第1号

配水区

水栓番号

受付番号
—
ファイル番号
— —

給水装置工事申込書 兼 給水申込書

※ 線内を記入して下さい。また、裏面にも記入事項、注意事項があります。

愛知中部水道企業団 企業長 殿 申請年月日 年 月 日	申込者 (給水装置 所有者)	フリガナ 〒 —
		住所 ①
		フリガナ 氏名 ②
		電話番号 ()

※給水契約者(水道使用者)が、申込者と異なる場合は、企業団受付窓口(TEL 0561-37-0141)まで連絡ください。

設置場所	市・町 ② (整理組合 ブロック)
------	------------------------

※申込者と土地の所有者が異なる場合は、別に「土地使用承諾書」を提出してください。

③ ※以下の記入に関しては、申込先の指定工事業者に、内容をよく確認してください。

④ 工事区分	給水承認工事・特別給水承認工事・入札・設計審査工事
--------	---------------------------

④ 工事種別	新設・改造・移設・移設改造・仮設(6か月・1年)・先行・一括先行【明細は別表】
--------	---

使用水量 (住宅の場合は不要)	一日最大: m ³ 及び 時間最大: m ³ 仮設継続・撤去・消火栓 算定根拠: ⑤ 先行取り出し: 有・無
--------------------	---

⑥ メータ口径	mm(先行工事は、取出口径。) ⑦ 水使用希望日: 年 月 日頃
---------	----------------------------------

⑧ 指定工事業者記入欄	取出口径: mm / 建物階数: 階 / 水栓の数: 個 (住宅の場合は、必ず記入)
	給水方式: 直結直圧・直結増圧(直圧併用: 有・無)・水槽給水/受水槽: m ³ 高置水槽: m ³
	用途: 戸建住宅・戸建店舗()・集合住宅・店舗付集合住宅()・その他() *集合住宅、店舗付集合住宅の場合は、「検針方法」等必要事項を『別表』に記入してください。

移設・改造等の場合=旧メータ番号: 、旧口径 m 旧お客様番号:

土地使用承諾書 一個給水誓約書 受水槽誓約書 先行工事念書 水栓数誓約書

井水併用申請書 既設給水装置の使用申請書 集合住宅維持管理念書 その他()

配水管等の布設(替): 有る場合は、(mm × m)

配補負担金 水道施設整備分担金 【同意水量 m³】 【金額 円】

助成金 / メータ出庫: 出庫日【 年 月 日】メータ番号【 】指針【 m³】

申込受付指定工事業者	⑨ 上記工事の手續きに関する一切の事項を受任しました。	別に公道部分工事業者 ⑩ 有・無(※同時申込のこと) 令書発行確認
	主任技術者名	

備考	
----	--

随意契約施工承諾書(特別給水承認工事の場合)

この度、給水装置工事を申し込みましたが、特別給水承認工事として取扱うこととし、地方公営企業法施行令第21条の13第1項第6号により表記の業者に随意契約で施工することを承諾します。

氏名

⑪

水道メータ保管念書

- 貸与を受けたメータは清潔に保管し、設置場所には、検針及び修理の支障になる物件、工作物は設置いたしません。
- メータ位置の変更及び改善指示を受けたときは、保管者の費用で工事を行います。
- 使用中故意又は過失によりメータ及び水道施設を破損した場合は、愛知中部水道企業団から指示のあった損害額を弁償致します。
- メータが不要となったときは、速やかに愛知中部水道企業団に返却致します。
- 集合住宅でオートロック装置を設置する場合は、検針等の支障とならないよう当該オートロック装置の解除方法を届け出ます。なお、オートロック装置の解除方法を変更したときも同様とします。

氏名

⑫

※維持管理念書

- 工事完了後、公道に埋設された配水管及び付属施設(給水装置部分を除く。)は、すべて愛知中部水道企業団に移管し、その維持管理をお願いします。
- 給水装置は本来需要者である私が維持管理すべきですが、公道に埋設された給水装置の維持管理は私では困難なため、愛知中部水道企業団にてお願いします。また、所有地内の給水装置の維持に必要な行為について承諾いたしますので、愛知中部水道企業団にて公道との境界線からメータまで(集合住宅等は、親メータ又は共用止水栓まで)の給水装置の維持をお願いします。
- 当方の都合により給水装置を破損した場合には、破損原因者及び私が賠償の責を負います。
また、給水装置に該当しない止水栓ボックス、メータボックス等私所有の構造物についても、私の責任と費用をもって、維持管理及び破損時等の修繕を行います。

※集合住宅等で各個検針する場合は、「各個検針維持管理念書(集合住宅等用)」(様式第37号)に記入・提出してください。

氏名

⑬

水栓数誓約書(該当する住宅の場合のみ)

この度、住宅の給水工事を申し込むにあたり、水栓数が貴企業団の基準にある「メータ口径と給水栓数」を超えてしまいます。この場合、水栓を同時に使用した時に、水量不足等をきたす恐れがありますが、貴企業団には一切苦情・異議申し立てをしません。

なお、水量不足等で水使用に支障が生じた場合は、私の費用で改善することを誓約いたします。

また、この給水装置の使用者又は所有者を変更する場合についても、私が責任を持って本条件を継承させます。

氏名

⑭

メータ越え宅地内側使用材料届

次の材料の使用をお届けします。

主任技術者名: _____

使用箇所	名称・適合種別(JIS、第三者認証機関名、自己認証)を記入
(1)配管	
(2)継手類	
(3)水栓類等器具	

⑮

※自己認証の場合は、認証機関の証明が必要

注1 家屋の建築又は所在を証明する書類を添付してください(確認済証等)。

注2 中高層建物直結給水の場合は、協議書の『回答書』コピーを添付してください。

注3 この申込みにより、既需要者へ影響を及ぼす場合は、申込者の自費により、配水管等の布設替えが必要となります。

注4 メータを取付けた直後から、水道はご使用になれます。なお、すぐに使用されない場合は、営業課へ『休止』の連絡をしてください。

注5 給水工事の費用を通知後、30日以内にこれを納付しないときは、申込みを取消したものとみなし、書類を返却します。

注6 この申込みによる給水装置工事は、愛知中部水道企業団給水条例、愛知中部水道企業団給水条例施行規則及び愛知中部水道企業団給水装置工事設計・施行基準が適用されます。

課長	補佐	担当	企業団受付	委託先受付	業者受付	営業課
			月 日	月 日	月 日	

申込書記載事項の注意点

申込者から委任を受けて、指定工事業者が申込書の作成をするときは、必ず申込者に内容の確認を行うこと。なお、申込者の承諾、念書及び誓約を要する箇所は、指定工事業者が責任を持って内容の説明を行った上で申込書を提出すること。

① 申込者

- ・申込者の現住所、氏名（フリガナ）及び電話番号は正確に記入する。申込者がアパート、マンション等に居住している場合はその名称、棟番号及び室番号を記入する。申請年月日及び押印を忘れないこと。
- ・申込者は給水装置の所有者とし、原則として建築確認済証と同一でなければならない。

② 設置場所

- ・水道を使用する場所の所在地を記入する。
- ・区画整理事業施行中の場合は、整理組合名及びブロック番号を記入する。

③ 工事区分

- ・該当するものを囲む。

④ 工事種別

- ・該当するものを囲む。複数該当する場合は該当するもの全てを囲むこと。

⑤ 先行取出し

- ・先行工事による引込管の有・無を必ず記入する。（有・無が分からない場合は、現地及び企業団に確認すること。なお、「無」として申請した後に引込管が有ることが判明した場合、設計事務費の差額は返却しない。

⑥ メータ口径

- ・使用用途や給水目的等から適切な口径を選定し、記入する。

⑦ 水使用希望日

- ・関係各所とよく協議して記入する。

⑧ 指定工事業者記入欄

- ・取出し口径、建物の構造及び給水方式を確認し、記入する。水栓数について、単世帯住宅の場合はトイレと散水栓（立水栓）は複数でも1つと計上し、合計水栓数を記入する。2世帯住宅の場合は、トイレと散水栓（立水栓）は世帯ずつで数えた合計数を記入する。
- ・水槽給水の場合は、受水槽の有効容量を確認すること。
- ・工事種別が移設、改造等の場合は、所有（設置）しているメータ番号及びメータ口径を記入すること。

⑨ 申込受付指定工事業者

- ・工事手続きに関する一切の事項を受任したことを承諾し、指定工事業者名及び代表者名を記入する。

⑩ 公道部分工事業者

- ・公道部分の工事を自社（申込受付業者）で施工しない場合は「有」とし、様式第31号を添付する。

⑪ 随意契約施工承諾書

・特別給水承認工事は、申込者があらかじめ施工業者を指名し、その業者と企業団が随意契約することにより工事を施工する。

特別給水承認工事を申込むときは、内容を確認し申込者の氏名を記入すること。

⑫ 水道メータ保管念書

・水道メータは企業団より貸与されるものであり、条例第 16 条に基づき水道メータは申込者の給水装置であり保管・管理は申込者の義務とされている。内容を確認し申込者の氏名を記入すること。

⑬ 維持管理念書

・申込者負担により公道に埋設する配水管等の移管及び公道部分の給水装置の維持管理は、施行規則第 14 条第 3 項に基づいて企業団が代行する。内容を確認し申込者の氏名を記入すること。

⑭ 水栓数誓約書

・水栓数が企業団の定める「メータ口径と給水栓数」（本基準第 22 条）を超えてしまう場合、水量不足等をきたす恐れがある。基準を超える給水栓数であるときは、内容を確認し申込者の氏名を記入すること。

⑮ メータ越え宅地内側使用材料届

・屋内及び屋外配管、継手、水栓類等の使用材料、名称、適合種別を記入する。

その他必要事項があれば申込書提出時に企業団に報告する。

給水工事顧客台帳について

給水工事申込は、企業団の指定工事業者が申込者から委任を受け、関係各所と調整の上、適切な施行管理を行わなければならない。

指定工事業者にあつては、任意の顧客台帳を作成及び管理し、給水工事の受任から完了まで各工程を把握しておく必要がある。

任意の顧客台帳で管理すべき必要事項については、以下で定める。

【申込者に関する情報】

申込者氏名、住所、連絡先及び申込書受付日

【メータ設置位置に関する情報】

設置住所、メータ口径、引き込み口径及び工事種別

【申請に関する情報】

企業団申請書提出日及び見積日

【道路占用に関する情報】

占用依頼書提出日、許可日、許可番号、工事（予定）期間及び道路使用許可申請書提出日

【工事に関する情報】

着手日、完了日及び使用材料

【検査に関する情報】

完了届提出日（完了、仮完了、仮給水等各々で記載すること）、検査日、メータ出庫日及びメータ取付日

なお、顧客管理について必要があれば工事検査員は顧客台帳の検査を行い、検査で不備と判断された場合は、給水工事違反に基づく処分の対象になることもあるため、指定工事業者は常に適切な管理に留意しなければならない。

(工事申込み)

第12条 指定工事業者は、給水工事申込みの委任を受けたときは、現場状況を確実に把握するため、事前に必要な調査を行うものとする。

2 調査は、設計の基礎となる重要な事項であり、調査の良否は設計施行、さらには給水装置全体に影響するため、慎重に行わなければならない。

3 指定工事業者は、調査に基づき、統一的な方法により明瞭、正確かつ容易に理解できる図面を作成し、申込書に添えて企業団に提出しなければならない。

4 申込者は、工事着手前に別に定める金額を企業団に納付するものとする。

[解説]

1 事前調査

工事の申込みを受けたときは、現場の実状を確実にかつ能率的に把握するため事前に次の事項について確認し、必要な措置等を行う。

- (1) 使用目的とこれに必要な水量及び水圧の調査を行うこと。
- (2) 配管見取図等により、配水管の口径、管種、位置を調査し、布設管口径、延長距離、管の布設替の必要性、分岐箇所的位置及び工法を選定すること。
- (3) 改造等の場合は既設の給水装置に係るメータ口径、メータ番号、配管の状況、管種口径及びお客様番号を調査すること。
- (4) 撤去工事のある場合は、他への分岐管の有無を調査し、分岐管がある場合は、その対策を協議し、残置する場合は維持管理責任を明確にする措置を考慮すること。
- (5) 大口給水については、引込み場所付近の配水管の給水能力及び年間最大使用時の動水圧の調査、把握をすること。
- (6) 給水装置設置場所が高台等の場合は、取出し位置の道路 GL 及び設計 GL からの高低差を把握すること。なお、取出し位置の道路 GL と設計 GL の差が2メートル以上かつ2階相当以上の位置に水栓を設けるととき又は3階建て相当以上の位置に水栓を設けるときは、企業団に水圧測定を依頼したうえで中高層建物直結給水実施要綱に基づき協議を行うこと。
- (7) 給水区域境周辺地区からの申込みの場合は、給水区域内であることの確認をすること。
- (8) 止水栓、メータ等の設置位置は、設置基準に従い維持管理上支障がなく、開閉栓、点検、取替え作業等に便利な位置の選定を行うこと。
- (9) 断水を必要とする工事の場合は、給水区域の給水状況、断水工事に使用する仕切弁、排水弁、消火栓等の位置確認を行うこと。

2 権利の調査

- (1) 申込者と家屋所有者(建築主)が同一か異なるかを建築確認済証等で確認し、異なる場合はその家屋所有者の給水装置設置同意を得ること。ただし、親族関係が確認できる場合はこの限りでない。
- (2) 他人の所有する土地を通過して給水管を布設しなければならない場合は、その土地所有者の土地使用承諾を得ること。

(3) 隣地境界と官民境界を確認すること。

3 他の埋設物の調査・確認

ガス管、下水管、電気、電話ケーブル等の埋設状況を調査し、必要に応じ各管理者に既設埋設物の種類、規模、位置、深さ等を照会するとともに、施工が可能かどうか検討を行うこと。

4 交通量の調査

交通量の多い時間帯を避け、一般交通に支障が少ないよう施工の手順を検討する。交通量の多い道路、幅員の狭い道路においては警察、道路管理者等と協議をすること。

5 道路種別の調査

- (1) 管を埋設等する道路が砂利道か舗装道路かを調査し、新しく舗装された道路については、事前にその道路管理者等に相談する等、特に注意すること。
- (2) 国道、県道、市町道等の公道、私道の区別を確認し、舗装種別及び掘削規制期間の有無、舗装の新設、改良補修工事の有無の確認をすること。なお、国・県道から分岐する場合は、特に事前打合せを十分に行うこと。

6 現地調査の心得

設計又は見積者は、前記のほか現場作業が容易かつ安全に行えるよう下記事項に留意して調査設計及び指示をしなければならない。

- (1) 掘削が行いやすく作業スペースが確保できること。
- (2) 掘削しても構造物に影響を及ぼさないこと。
- (3) 交通及び歩行に支障の少ないこと。
- (4) 火気、その他危険物が無いこと。
- (5) 建物の平面図、詳細図及び配水管見取図等に基づき給水の取出し位置を決定し、将来においても取出し位置が明らかになるよう、現地の目標物（電柱、マンホール、側溝柵、弁栓類等）と取出し位置の関係を確認し記録すること。
- (6) 消火活動に支障を及ぼすおそれのある道路の掘削等を行う場合は、あらかじめその地域を担当する消防署に届け出ること。
- (7) 掘削等に伴って、ゴミの収集、路線バスの運行及び通学路に支障をきたすおそれのある場合は、所轄の役所と協議すること。
- (8) その他、給水工事に伴って支障が生ずるおそれのある場合は、関係機関等と協議すること。

7 図面の作成

給水装置の設計に用いる図面は、適切な平面図に、統一された線、文字、記号等を用い、誰でも容易に装置の全貌を知ることができるものでなければならない。設計図は工事施行の基盤ともなり、また工事費の見積り及び技術的な維持管理の基本的な資料となるものであるから、明瞭正確に描かれたものでなければならない。

(1) 平面図

給水装置の平面図は、現地調査に基づいて、縮尺表現された給水装置設計の指図書である。対象家屋付近の配水管の布設位置、その他の立地条件を考慮に入れて、正確に描かれたものでなければならない。平面図が正確であれば、工事費算出の基礎となる所要材料の拾い出しは比較的容易である。図面に書き入れる文字、記号は後述のとおりである。

(2) 工事申込時提出図面

ア 給水工事管理図〔設計図〕

イ 全体平面図

- (ア) 縮尺は1/200を標準とする。
- (イ) 敷地及び建物の位置を明確に表示する。
- (ウ) 方位(原則として上を北にする。)及び縮尺を表示する。
- (エ) 道路の種別(舗装の有無、幅員(歩道の場合車道を含む道路全体幅)、歩車道区分、国
県市町及び私道の区分)を表示する。
- (オ) 道路部に配水管(管種、口径及び出幅)を表示する。
- (カ) 既設管、新設管、撤去管及び計画管については、申請内容が判断しやすいように着色して表示する。(工事別表示参照)
- (キ) 給水管(引込管)の取出し位置を明確に表示する。(隣地境界から測定)
- (ク) メータ及び止水栓の設置位置を表示する。
- (ケ) 布設する給水管及び配水管の管種、口径、延長及び位置を表示する。
- (コ) 既設給水装置を利用する場合は、明確な位置を表示する。
- (サ) 掘削図及び舗装本復旧展開図を明示する。

ウ 断面図

- (ア) 配水管の埋設位置及び深度を表示する。
- (イ) 他の地下埋設物の種類、口径及び位置を表示する。
- (ウ) 布設管の埋設状況を表示する(分岐からメータまでを標準)
- (エ) 道路、側溝等の幅員を表示する。

エ 位置図

給水(申込み)家屋及び敷地、施工路線、付近の状況、道路状況及び主要な建物(目標物)を記入し工事場所を明確に表示する。(住宅地図のコピーを貼付する場合、ページと位置番号を明記する。)

オ 公道詳細図

全体平面図の公道部分を詳細に表記する必要があるときに平面図、断面図として記入する。

カ 屋内平面図(設計図(別図))

- (ア) 間取りは明確に表示する。
- (イ) メータ及び止水栓の設置位置を明確に表示する。
- (ウ) 給水装置配管(管種、口径)及び水栓器具取付等施工部分を表示する。

別 図

1 工事別の表示

区 別	色 別
新 設	赤色実線
既 設	緑色実線
計 画	青色実線
撤 去	黄色破線

2 管種表示記号

管 種	記 号	管 種	記 号
石綿セメント管	ACP	鑄 鉄 管	CIP
亜鉛メッキ鋼管	GP	ダクタイル鑄鉄管	DCIP
塗 覆 装 鋼 管	SP	硬質塩化ビニール管	VP
ポリライニング鋼管	SGP-PB	ポリエチレン管	PP
塩ビライニング鋼管	SGP-VB	水道配水用 ポリエチレン管	HPP
銅 管	CP	ステンレス管	SUS

3 弁栓類の表示

名 称		図 示 記 号	名 称		図 示 記 号
仕 切 弁		または	空 気 弁	単 口	
止 水 栓				双 口	
逆 止 弁			防護管 (さや管)		
消 火 栓	地上式単口		片 落 管		
	地上式双口		管 の 交 差		
	地下式単口		メ ー タ		
	地下式双口		ヘ ッ ダ ー ユ ニ ッ ト		

4 給水栓類の表示

区 分	平 面 図		立 面 図				
	一般器具	その他	一 般 器 具			その他 (特殊器具)	
種 別	一般器具	その他	給水栓類	シャワー ヘッド	フラッシ ュバルブ		ボール タップ
符 号							

5 タンク類の表示

名 称	受 水 槽	高 架 水 槽	ポ ン プ
記号及び符号			 加圧ポンプ ブースタポンプ

8 申込者負担金について

給水工事の申込みの際、必要に応じて加入分担金、事務費、手数料、配水補助管負担金、特別管理分担金等を納入すること。

(1) 工事費等必要費用

	給水承認工事	特別給水承認工事、入札工事	設計審査工事
工事費の積算	指定工事業者	企業団	指定工事業者
設計費 (設計事務費)	別表1参照	設計額の10%	
設計審査手数料 及び現場確認料			別表2 別表3参照
経費		一般管理費及び現場管理費の合計費	

別表1 設計事務費（税抜き）＝給水承認工事

公道工事又はこれに準じた工事を伴わないメータ廻りの工事	1件につき	3,000円
未舗装道からの給水引込み工事（片側掘削）	1件につき	5,000円
〃（横断掘削）	1件につき	7,000円
舗装道又は舗装歩道からの給水引込み工事（片側掘削）	1件につき	11,000円
舗装道からの給水引込み工事（横断掘削）	1件につき	16,000円
本管布設・布設替を伴う工事	1件につき	26,000円

別表2 設計審査手数料・現場確認料（非課税）＝設計審査工事

メータ口径	一般	遠隔（親）
口径が20mm以下	3,000円	3,600円
口径が25mm以上40mm以下	5,500円	6,700円
口径が50mm以上	8,400円	10,200円
※メータを設置しないものは、引込み管の口径		

別表3 本管布設（替）を伴う設計審査手数料及び現場確認料（非課税）＝設計審査工事

本管布設（替）距離	設計審査手数料	現場確認料
30m以下のもの	7,400円	4,000円
30mを超え50mまでのもの	14,800円	8,000円
50mを超え100mまでのもの	24,000円	16,000円
100mを超えるもの	24,000円に100メートルを超える部分につき100メートルまでごとに10,000円を加算した額	16,000円に100メートルを超える部分につき100メートルまでごとに10,000円を加算した額

(2) 加入分担金

- ① 加入分担金は、給水工事の新規申込み及び増口径の申込者から徴収するものである。
- ② 加入分担金は、㊦新旧需要者の公平負担及び㊧原因者の適正負担を目的として、法第 14 条に定める「その他の供給条件」として条例で定めるものであり、加入権が伴うものではない
- ③ 加入分担金の額は以下のとおりである。

(税抜き)

口径 (mm) \ 金額	加入分担金 (円)
13	100,000
20	
25	280,000
30	420,000
40	910,000
50	1,400,000
75	3,500,000
100	5,950,000
150以上	別途企業長が定める

- ④ 仮設加入分担金の額は以下のとおりである。

(税抜き)

口径 (mm)	6ヶ月以内 (円)	1年以内 (円)
13	30,000	50,000
20	45,000	80,000
25	65,000	120,000
30	90,000	170,000
40	120,000	230,000
50	155,000	300,000

- ⑤ 改造等に伴う加入分担金の取扱い

- ア 増口径の場合は、新口径と旧口径との差額を徴収する。
- イ 減口径の場合の差額は、還付しない。
- ウ 給水装置が不要となり所有者が廃止の申出をした場合であっても還付しない。

- ⑥ 区域外給水の取扱い

給水区域外給水の場合の加入分担金は、③の額に 30,000 円 (税抜き) を加算する。(施行規則第 39 条) なお、他の水道事業者からの行政区域内給水は、「分水取扱要綱」を適用し、措置する。

(3) 手数料について

給水装置からの水の汚染を防止する等の観点から、給水装置の構造及び材質が政令で定める（施行令第6条）基準に適合していないときは、条例第33条に基づき給水を停止することができる。また、水の供給を受けるために給水装置の構造、材質を政令に定める基準に適合させなければならない者は、需要者である。（法第16条）

したがって工事検査が必要となり、その手数料は需要者（申込者）負担である。

工事検査手数料 1回につき1,000円（非課税）（条例第30条）

(4) 配水補助管負担金

配水管未整備区域への給水のため配水補助管助成金を交付し、布設した配水補助管から分岐する場合に、その申込者から徴収する負担金で助成金として先行投資をした費用の回収を図るものである。（条例第29条）

（税抜き）

配水補助管 負担金	メータ口径（mm）	金額（円）
	20以下	50,000
	25	140,000
	30	210,000
	40	455,000
	50以上	別途企業長が定める

ただし、1箇所の引込みで複数のメータを設置する場合の負担金は、「メータ口径」を「引込管口径」と読み替えて適用する。（配水補助管負担金徴収要綱第6条）

(5) 特別管理分担金

開発行為者が加圧施設等、特別な給水施設を設置し当該施設を企業団に移管する場合に特別管理分担金を徴収する。（条例第29条参照）

(6) 納付金の取扱い

名称	納付先	時期
工事費	指定工事業者又は企業団	工事着手前
加入分担金	企業団	〃
手数料	〃	〃
配水補助管負担金	〃	〃
特別管理分担金	〃	〃

※ 官公庁、土地区画整理組合、住宅供給公社、その他官庁に準ずるものは「工事費等の徴収取扱について」の適用により前記費用を後納することができる。

※ 工事費の納付先 設計審査工事・給水承認工事・・・指定工事業者
特別給水承認工事・入札工事・・・・・・企業団

(着手日・占用取得依頼書等)

第13条 着手日は、給水工事の申込みを承認した翌日とする。

2 指定工事業者は、工事着手前に占用取得依頼書（様式第17号）等必要書類を提出しなければならない。

〔解説〕

- 1 道路掘削を伴う工事は、道路管理者等及び警察の許可なくしては施工できない。
(道路法第32条等 道路交通法第77条等 河川法第26条、第27条、第55条)
国県市町道への布設及び河川、用水の添架を伴う工事は、それぞれの管理者に対し占用許可申請書の提出を必要とし、許可を受けたものについて占用許可条件の範囲内で工事を施工する。
占用許可の申請は、国県市町道の場合は給水工事の申込み後、指定工事業者の占用取得依頼書提出に基づき企業団において手続きを行う。河川、用水及び給水管を国県市町道に縦断的（私有管として）に布設する場合は、申込者において手続きをし、占用許可を受けた後、許可証を添付し申込みをする。
- 2 復旧条件は道路管理者により異なる。（本基準第14条参照）
- 3 企業団が道路管理者あてに書類を提出後、許可までには概ね下記の期間を要する。
国県道 4週間
市町道 14開庁日
- 4 占用取得依頼書提出の要件
 - (1) 工事費の入金確認が済んでいること。
 - (2) 工事施工の段取りができていること。
 - (3) 国県道、市町道、公共用物の把握
 - (4) 区長（みよし市の公共用物）、工区長（土地改良道路）の同意書
 - (5) 公図（県道、みよし市、公共用物（市道以外））
- 5 無断工事、占用期間切れ工事等道路管理者及び警察の許可のない工事は、指定工事業者として断じて許されないことであり、絶対に行ってはならない。
- 6 占用条件の遵守等
 - (1) 工事看板の設置（必要事項の記入）
 - (2) 通行止め予告看板及び迂回路看板の設置
 - (3) 地域住民への周知
 - (4) 交通整理員の配置

(工事着手)

第14条 指定工事業者は、企業長の許可を得なければ給水工事に着手してはならない。

〔解説〕

1 工事着手にあたっての基本留意事項

(1) 工事関係

- ① 工事施工日は、必ず事前にFAX連絡すること。(様式第33号)
- ② 断水を伴う場合は、1週間前までに企業団との事前協議を終えること。
- ③ 企業団の仕様書、占用等の許可条件及び工事期間を遵守すること。
- ④ 住民への周知及び住民からの苦情に適切に対応すること。
- ⑤ 工事責任者(現場代理人、主任技術者)の配備、万一不在のときでも直ちに連絡がとれるようにしておくこと。
- ⑥ 許可条件に基づく十分な保安設備を行うこと。
- ⑦ 規定に基づく工事看板を設置すること。
- ⑧ 見積土工タイプのとおり施工すること。
- ⑨ 絶対に無断、無届工事等を行わないこと。
- ⑩ 施工計画書に基づき誠実に施工すること。

2 写真関係

「工事写真撮影提出要項」に基づき写真を提出すること。

3 舗装復旧関係

(1) 舗装復旧留意事項

- ① 道路管理者(国県市町道)により影響の取り方が異なるため、変更する。
- ② 舗装面積は、工事完了後の掘削現場の復旧面積による。したがって仮復旧の寸法によっては、工事見積書の面積とは異なる場合がある。

(2) 舗装復旧について

- ① 自社施工以外は企業団へ舗装復旧依頼報告書の提出が必要である。

工事写真撮影及び提出について

1 工事着手前の全景

- (1) 舗装切断を行う前に撮影すること。
- (2) 工事現場付近において、舗装、構造物等の破損があれば撮影すること。

2 保安設備

- (1) 片側交互通行・通行止等、規制条件が確認できる保安設備を設置し、撮影すること。
- (2) 工事案内、許可番号、交通誘導員等が確認できること。

3 舗装切断状況

4 管布設

- (1) 分岐工は、本管・サドル・防食コア・防食フィルム等の状況が確認できること。
- (2) 配水管出幅と深度及び給水管の深度が確認できること。

5 胴締め及び転圧工

- (1) 山砂埋め戻しは、管上 10 c m とし、タコ等による人力の突き固めが確認できること。
- (2) 砕石（山砂）埋戻しは 20 c m 間隔で十分な転圧が確認できること。（中間テープ含む）
- (3) 路盤工及び路面工

6 仮復旧工

- (1) 仮復旧後の全景（復旧面積が確認できるもの）
- (2) スタッフを使用できないときは、黒板に正しく表示すること。

7 メータ廻り

- (1) メータボックス・止水栓ボックスの取付け、逆止弁・止水栓・標示杭・ロケーティングワイヤー等がはっきり確認できること。
- (2) 水出しの写真は、水圧・水量を確認するものであり、止水栓は全開にて写真撮影すること。ただし、特別の指示があった場合はこの限りでない。
- (3) 残留塩素の確認ができる写真を撮影すること。

8 本復旧工

- (1) 工事着手前の全景
- (2) 保安設備
 - ① 片側交互通行・通行止等、規制条件が確認できる保安設備を設置し撮影すること。
 - ② 工事案内・許可番号・交通誘導員等が確認できること。
- (3) 舗装切断状況
 - ① 仮復旧に対する影響幅が確認できること。
- (4) 掘削工
- (5) 路盤工
- (6) プライムコート
- (7) A S 安定処理工
- (8) タックコート
 - ・粗粒 A S
 - ・タックコート（切断面・構造物にも施工する）
- (9) 表層工（密粒 A S）
- (10) 自社施工の場合…本復旧後の全景（復旧面積が確認できるもの）
他社施工の場合…完了後の全景

なお、上記の目的を達成するためには、各項目の事実が確認できる写真を撮影すること。
また、指定工事業者名及び工事施工の年月日は必ず黒板・看板に記載すること。

9 屋内工事写真について

屋内配管等、現地検査において使用材料や施工状況を確認できない場所については、「屋内検査報告書（給水装置工事）」（以下「屋内検査報告書」という。）を提出する。

ただし、既設管を使用して新たな給水装置に接続するときは、その状況が確認できる写真を提出するものとする。

(設計の変更・工事の取消等)

第15条 指定工事業者は、設計内容に変更等が生じた場合は、企業団に報告し監督員の指示に従わなければならない。

2 指定工事業者は、給水工事の申込みを取消す場合は、速やかに企業団に報告しなければならない。

[解説]

1 指定工事業者は、次に示す内容の変更を行う場合は、変更理由、変更内容を明記し、企業団監督員と協議し、申込書の変更、図面の差替え等必要な措置を講ずること。

なお、軽易な変更については、監督員の指示により施工すること。

- (1) 分岐位置を変更する場合 (分岐する配水管布設路線の変更)
 - (2) 分岐口径の変更
 - (3) メータの口径変更
 - (4) 給水方式を変更する場合 (直結給水 \Leftrightarrow 貯水槽給水)
 - (5) 水槽給水で水槽容量が規定量より増・減する場合
 - (6) 給水管の埋設位置を変更する場合
 - (7) 当初の条件どおり施工できない場合
 - (8) 時間最大使用水量、日最大使用水量又は月間最大使用水量を変更する場合
 - (9) 用途を変更する場合
 - (10) 検針方法を変更する場合
 - (11) 分岐箇所数を変更する場合
 - (12) その他企業団が必要と認めた場合
- 2 設計変更に伴う納付金の取扱いは、次によること。
- (1) メータ増口径は、加入分担金の差額を納付すること。
 - (2) 見積等を変更したときは、変更後の費用により事務処理をすること。
 - (3) 一度納入された設計事務費については、返金を行わない。
- 3 申込書の期限等
- (1) 給水工事申込書は、企業団受付後6ヶ月を経過しても特別の理由も無く、なお着手を行わないときは、取り消したものとみなす。
 - (2) 工事費の通知後、30日以内にこれを納入しないときは、申込みを取り消したものとみなす。
(施行規則第22条)
 - (3) 取消扱いとする書類は、指定工事業者を経由し、申込者にすべて返却する。

(管理図の提出及びメータの支給)

第16条 指定工事業者は、給水工事完了後、速やかに給水工事管理図（様式第18号）（以下「管理図」という。）を提出しなければならない。

2 管理図は、将来の維持管理に必要な資料であるため、正確に作成しなければならない。

3 メータは、完了検査（以下「検査」という。）に合格しなければ支給しない。

〔解説〕

1 管理図には、設計箇所及び企業団の指示を受け変更した内容、その他工事の施行状況を遺漏なく正確に記載すること。（様式第18号）

2 完了時提出図面

(1) 給水工事管理図〔完了図〕

① 全体平面図

工事完了後の口径、出幅及び深度を記入する。

② 断面図(完了後)

工事完了後の配水管の管種、口径、出幅及び深度を記入する。

③ 公道詳細図

工事完了後、必要に応じて完了図として口径、出幅、深度及びオフセットを記入する。

④ 屋内平面図

ア 敷地及び建物の位置を表示する。（集合住宅等は部屋番号）

イ 給水管(引込管)の取出し位置を明確に表示する。（隣地境界から測定）

ウ メータ及び止水栓の設置位置を表示する。

3 水道メータは納付金の入金確認が行われ、完了検査に合格しなければ支給しない。

ただし、次の事項については、入金確認を経たのち検査前に支給（出庫）することができるものとする。

(1) 特に必要があると認めた大口径メータ（口径50mm以上）で、大口径メータ出庫願い書（様式第19号）を提出した場合。

(2) メータ口径変更又は井水切替の申込みで、事前メータ出庫願い書（様式第34号）を提出した場合。

4 メータ指針の取扱い

新設メータの基礎指針は、小数点以下第1位を切り上げて m^3 単位とする。通常、開始指針は 1m^3 である。

(検査及び引渡し)

- 第17条 指定工事業者は、自社による事前検査後に企業団の検査を受けなければならない。
- 2 検査は、本基準に基づき、図書検査、写真検査及び現地検査を必要に応じて実施する。
 - 3 企業団は、検査に必要と認めた場合は、指定工事業者に対し、主任技術者の立会いを求めることができる。
 - 4 検査の結果、不良箇所があるときは再検査を受けるものとし、再検査に合格するまで給水開始を保留する。
 - 5 指定工事業者は、検査合格後申込者に対して給水装置の引渡しを行うとともに、給水装置の使用方法及び管理上の義務について、十分理解が得られるよう説明しなければならない。

[解説]

検査とは、給水契約及び給水開始にあたり、企業団の供給条件を満たしているかの判定を行うものである。従って指定工事業者は、申込者との工事契約の誠実な履行を期するためにも適正かつ安全な給水装置の完成を目指さなければならない。

1 検査の概念

給水装置工事の完了検査（以下「検査」という。）は、「水道法第17条及び給水条例第6条」に基づき実施するものであり、指定工事業者が施工した給水装置が条例及び本基準等の規定を遵守し、適正な給水装置となっているかを判定するものである。

検査を受ける者は、実質的に指定工事業者であるが、同時に工事申込者（所有者）に対し行うことになる。

それは、工事申込者と指定工事業者は、民法上における「工事契約」を締結した関係にあり、施行の委託を受けた指定工事業者が一切の責任において完成させた給水装置であると理解するからである。

従って、指定工事業者は施工にあたり誠実にその義務を履行しなければならない責務を負うものである。

検査の本質は「水質の安全性」を確保することである。企業団が使用材料、器具等を規定する理由はここにある。

従って「水質の安全性を損なうこと」及び「配水管等、水道施設に悪影響を与える給水装置」については、いかなる事由があろうと容認できることはなく、企業団は絶対に守らなければならない責務がある。

2 検査を受ける前に

指定工事業者は、検査の概念を十分認識し、工事完了後、現場において図面との照合、各器具の取付状況及び検査項目の内容を確認し不備があれば責任をもって手直しをしたうえで検査に臨むものであって、単に工事が完了したからといって検査を受けるといったものではない。

3 完了検査の方法

完了検査は、配水管及び配水管から分岐された給水装置工事申込みにかかる全てにわたり、完了届に添付された図書類等について「図書検査」「写真検査」と検査員の目視による「現地検査」を行う。

- (1) 図書検査は、申込書に添付された図書等と、完了届に添付された図書等の各部を照合する。
- (2) 写真検査は、給水工事が本基準に基づいて施工されているか確認を行う。(給水装置工事写真提出確認票(様式第22-2号)による)
- (3) 現地検査は、管理図に基づき、屋外、屋内等を目視により確認するもので、これらは「検査の要点」に基づいて実施する。

ただし、写真撮影が困難で目視できない配管等については、指定工事業者において配管終了後及び器具取付後に水圧試験等を実施し、屋内検査報告書にて報告する。

4 工程別検査

(1) 完了検査

検査は、原則として公道部分及び屋内部分について、全ての工事が完了した場合に行う。

ただし、仮設については水を使用できる状況であれば完了と認める。

完了検査を受ける場合、指定工事業者は、必要書類を整え提出し、検査を受ける。

検査員は、必要に応じて主任技術者の立会いを求めることができる。

(2) 仮完了検査

建築等の工事用水として水を使用するためメータ出庫が必要な場合にのみ検査を中途で行うことができる。仮完了検査を希望する場合、指定工事業者は必要書類を提出し、検査を受ける。

なお、新設の給水申込みにおいて、メータ出庫を必要とする場合は仮給水願(様式第25号)により仮給水として取り扱う。

検査員は、必要に応じて主任技術者の立会いを求めることができる。

	仮完了検査の対象となる場合	仮完了	
			仮給水
新設	屋内工事が未完了		○
	撤去工事が未完了		○
	舗装復旧が未完了		○
	メータボックス又は水栓柱が仮位置		○
改造・移設	屋内工事が未完了	○	
	撤去工事が未完了	○	
	舗装復旧が未完了	○	
	メータボックス又は水栓柱が仮位置	○	

(3) 本完了検査

仮完了検査後において、未完了部分が全て完了した場合に行う。

本完了検査を受ける場合、指定工事業者は必要書類を整え提出し、検査を受ける。

検査員は、必要に応じて主任技術者の立会いを求めることができる。

5 再検査及び修補指示等

- (1) 完了検査の結果、検査員が不合格と判定したときは、検査員は指示票（様式第 27 号）により修補の指示をする。

指示を受けた指定工事業者は、指定された日までに当該箇所の修補を行い、再検査願い書（様式第 32 号）に検査手直し報告書（様式第 28 号）及びその他必要書類等を添えて提出し、再検査を受けるものとする。

- (2) 検査員が不合格とは判定しないが修補の必要があると判断したときは、不合格のときと同様、指示票により修補の指示をする。

指示を受けた指定工事業者は指定された日までに当該箇所の修補を行い、検査手直し報告書を提出しなければならない。

6 保証期間

- (1) 指定工事業者は、申込者の故意による破損及び故障が無い限り、民法の契約不履行責任に基づき施工上の責任を負うものとする。

検 査 の 要 点

工 種	検 査 の 内 容	検 査 種 類			
		写 真	現 地	報 告 書	
公 道 部 分	現 況	着手前の全景がわかること（舗装・構造物に破損があれば撮影すること）	○		
	保安設備 （工事看板）	設置状況及び誘導員が確認できること （規制条件が確認できること）	○		
	舗装切断	切断状況が確認できること	○		
	掘 削	掘削状況が確認できること	○		
	分水工事	既設管の口径・管種・深度・出幅が確認できること	○		
		分水位置（深度・出幅）及び状況が確認できること	○		
		サドル分水栓に防食フィルムによる保護の施工がしてあるか確認できること	○		
	布設工事	配水管及び引込管の布設状況が確認できること	○		
	圧着後の 保護状況	配・給水管を圧着した場合、圧着箇所を保護（伸縮継手）したことが確認できること	○		
	標示テープ	標示テープの施工が確認できること	○		
	ロケーティング ワイヤー	引込管にロケーティングワイヤーの取付が確認できること	○	○	
	通 水	引込管の通水状況が確認できること	○		
	埋 戻 し	埋め戻し材料及び転圧状況が確認できること （間隔、人力、転圧ランマー等）	○		
	仮 復 旧	仮復旧の面積が確認でき復旧の全景がわかること	○	○	
	仕 切 弁	仕切弁等の施工及び取付状況が確認できること	○	○	
本復旧及び ライン復旧	施工の厚さ、転圧状況が判別できること （影響幅が確認できること）	○			
	本復旧の全景がわかること	○	○		
完 了	工事完了後の全景がわかること	○	○		

工 種	検 査 の 内 容	検査種類			
		写 真	現 地	報 告 書	
宅 内 部 分	ボール式止水栓 及びボックス取付	適正な位置、方向に取付されているか確認できること	○	○	
	メータユニット	ボール式止水栓の開閉のお知らせのタグを取付ること	○	○	
	メータボックス取付	適正な位置で取付されているか確認できること	○	○	
	メータボックス内	ボール式止水栓（φ13mmの場合）及び逆止弁が水平で間 隔棒が適正な位置に取付されていること ユニット式は、異物混入防止がされているか確認できる こと及び注意書きプレートを取付けてあること	○	○	
	メータ設置	正しい方向で水平に取付されているか確認できること	○	○	
	甲止水栓及び ボックス取付	適正な位置に取付されているか確認できること	○	○	
	共用止水栓及び ボックス取付	適正な位置に取付されているか確認できること	○	○	
	標 示 杭	引込管の位置が確認できるように設置されていること	○	○	
	使 用 材 料	承認に基づいた材料が使用されているか確認できること			○
	埋 設 状 況	承認図面にに基づいた配管及び規定の深度で埋設されてい るか確認できること			○
	圧着後の 保護状況	配・給水管を圧着した場合、圧着箇所を保護（伸縮継手） したことが確認できること	○		
	防 護 措 置	管材及び布設場所に応じて適切な防護が施工されている か確認できること（防寒、防食、コア取付等）			○
	水 圧 試 験	屋内配管に 1.75Mpa で 1 分間の水圧試験を行うこと			○
	器具取付及び通水	屋内給水器具等の取付及び通水状況が確認できること		○	○
	集合住宅等の通水 （二世帯住宅含む）	各戸別の屋内給水器具等の取付及び通水状況が確認でき ること		○	○
	クロスコネクション	各戸のメータによる屋内配管の接続に誤りの無いことが 確認できること		○	○
	受水槽及び ポンプ位置	適正な位置で承認どおり設置されているか確認できるこ と（容量、施錠、材質、構造等）		○	○
	既設管との接続 （井水切替）	既設管との接続及び閉止した状況が確認できること	○		○